

# 茨城県犯罪被害者等支援計画（概要）

## 第1 計画の基本的な考え方（P.1～）

- 経緯・趣旨  
茨城県犯罪被害者等支援条例第8条に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するための計画
- 計画の目標  
関係機関が連携し、犯罪被害者等が抱える問題やニーズに応える支援の推進や体制整備
- 計画の期間・進行政管理  
令和5年度から令和9年度まで（5年間）  
毎年度、支援施策の実施状況の点検、有識者による施策の検証

## 第2 県内情勢と犯罪被害者等を取り巻く現状（P.4～）

- 県内における犯罪等、相談の現状  
刑法犯認知件数は減少傾向  
いばらき被害者支援センター等への相談、DVや児童虐待に関する相談は増加傾向
- 犯罪被害者等を取り巻く現状  
犯罪被害により、心身に様々な問題を抱える  
性犯罪やDV等被害は、自責感等から被害が潜在化してしまう傾向
- 県民の意識調査（いばらきネットモニターアンケート：回答者数：596名）  
犯罪被害者等支援に関する施策の認知度は低い（施策を知らない：56.5%）  
犯罪被害者等支援の関心度は高く、重要性も強く認識（関心度：65.9% 重要性：93.2%）

## 第3 犯罪被害者等支援施策の基本方針等（P.12～）

- 基本方針  
『犯罪被害者等支援に携わるすべての機関が連携した途切れのない支援の推進』
- 重点テーマ  
①支援等のための体制整備…すべての機関が連携した中・長期的な支援  
方向性⇒部局横断的な広報による相談窓口の認知度向上  
各機関が連携した相談体制の充実、相談対応職員の資質向上
- ②精神的・身体的被害の回復・防止…一時避難や適切な支援により回復・軽減  
方向性⇒犯罪被害者等のニーズに沿った支援制度の活用  
関係機関が連携した犯罪被害者等の安全確保
- ③損害回復・経済的支援…犯罪被害者等のニーズに沿った経済的支援  
方向性⇒積極的、効果的な支援制度の活用  
事業者への二次的被害に関する理解促進
- ④犯罪被害者等を支える地域社会の形成…二次的被害に配慮した地域社会の形成  
方向性⇒二次的被害が発生しない地域づくり  
犯罪被害者等支援に関する教育の推進
- 目標達成のための指標（令和4年度⇒令和9年度） 全4項目  
・茨城県犯罪被害者等支援条例の認知度 6.9% ⇒ 30%  
・いばらき被害者支援センターの認知度 9.7% ⇒ 30%  
・性犯罪、性暴力被害相談窓口の認知度 7.5% ⇒ 30%  
・県弁護士会と警察本部の連携による早期支援 1件 ⇒ 10件

## 第4 具体的施策（P.17～）

### 重点テーマ① 支援等のための体制整備

- 相談、情報の提供等【第9条】  
ホームページやリーフレット等による情報の提供  
県、警察、学校、いばらき被害者支援センターにおける各種相談等の対応
- 人材の育成【第16条】  
各機関において相談に対応する職員向けの研修
- 民間支援団体に対する支援【第17条】  
いばらき被害者支援センターへの財政支援と連携・協力の  
性暴力被害者サポートネットワーク茨城における連携・協力

### 重点テーマ② 精神的・身体的被害の回復・防止

- 心身に受けた影響からの回復【第10条】  
医療費等の公費負担制度  
スクールカウンセラー等の活用による支援
- 安全の確保【第11条】  
宿泊施設等における一時避難  
児童相談所及び女性相談センターによる一時保護

### 重点テーマ③ 損害回復・経済的支援

- 居住の安定等【第12条】  
避難にかかる宿泊費用及びハウスクリーニング費用の公費負担  
県営住宅への優先入居等
- 雇用の安定等【第13条】  
安全なまちづくり推進会議における二次的被害防止に関する理解促進  
いばらき労働相談センターにおける労働相談
- 経済的負担の軽減【第14条】  
医療費等の公費負担制度  
犯罪被害給付制度等の運用

### 重点テーマ④ 犯罪被害者等を支える地域社会の形成

- 県民の理解の増進【第15条】  
犯罪被害者週間に合わせた集中的な広報啓発  
県内の学校における教育や講演会等の開催による意識醸成

## 第5 性暴力被害の特性に応じた支援（P.33～）

- 課題と方向性  
課題：心身の回復及び被害の潜在化防止に向けた支援の質の向上と相談窓口の認知度向上  
方向性：若年層からの性暴力の被害者支援や根絶に関する意識醸成と各施策の適切な推進
- 性暴力被害の特性に応じた支援施策  
・総合的な相談体制の整備等……………各機関における各種相談等の対応や公費負担制度  
・性暴力の根絶に資する総合的な教育等…各機関における教育や講演会の開催  
・性暴力の根絶に関する広報啓発等…………各週間、月間、運動における広報啓発  
・被害者の安全な居住の確保……………宿泊施設への一時避難、一時保護施設における保護